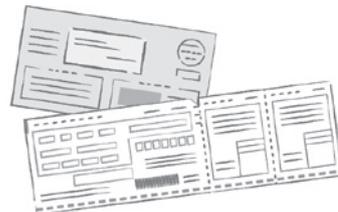


国民年金保険料のご案内を民間委託しています

国民年金保険料の納め忘れがある場合、次の委託事業者より電話・文書・戸別訪問により納付のご案内をさせていただく場合があります。

この民間委託は、従来、日本年金機構が行っていた国民年金保険料の収納業務の一部を民間委託業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指しているものです。



〈委託事業者〉

事業者名…株式会社バックスグループ

電話番号…0800 - 808 - 7000

受付時間…午前8時30分～午後9時まで

※民間委託について詳しい内容は、日本年金機構ホームページで確認できます。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp>



問合せ…健康保険課医療年金係 【☎ 35 - 1222】

【振り込め詐欺などにご注意!】

- 民間事業者は、日本年金機構が発行した納付書によりお支払いをご案内します。このため、銀行口座を指定してATMの操作により振り込みをお願いすることはありません。
- 民間事業者の訪問員による現金収納業務を廃止していることから、現金をお預かりすることはありません。

年金生活者支援給付金の簡易請求書(はがき)について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

対象となる方

- 老齢基礎年金を受給しており、以下の要件を全て満たしている方
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員が市町村民税非課税である
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - ・前年の所得額が約472万円+扶養親族の数×38万円以下である



日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることはありません。

請求手続き

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が、9月中旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入して提出してください。提出に添付書類は必要ありません。

問合せ…「給付金専用ダイヤル」

【☎0570-05-4092 (ナビダイヤル)】

ご存知ですか？「行政相談週間」 10月16日(月)～22日(日)

この週間は、行政相談制度を広く広報し、国民の皆さまにこの制度を利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。上里町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が行政相談所を開設して、皆さまからの相談をお待ちしております。

日時…10月19日(休)、午後1時30分～4時 会場…上里町福祉町民センター

内容…登記事務、国有財産、国道、一般河川など

※前記以外でも、偶数月に定例相談所(第1木曜日)を開設しています。

※この他、総務省関東管区行政評価局(きくみみ埼玉)でも相談を受け付けています。

【☎0570-090110 FAX048-600-2336】

・インターネットによる行政相談受付

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>



◀総務省ホームページ
「インターネットによる行政相談」

行政相談に関する問合せ…関東管区行政評価局【☎048-601-1100】

その他問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

マイナンバーカードがあれば コンビニで住民票などが取得できます！

便利

かんたん



▷コンビニ交付に関するお問い合わせは、総合政策課情報システム戦略係【☎35-1238】

マイナンバーカードがあれば、役場に来庁することなくお近くのコンビニエンスストアなどのマルチコピー機を利用して、各種証明書を取得できます。

★取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書、納税証明書

★ご利用可能時間 午前6時30分～午後11時
(12月29日～1月3日、メンテナンス日を除く)

詳細は町ホームページでご確認ください。

<https://www.town.kamisato.saitama.jp/6325.htm>



◀町ホームページ

▷「住民票の写し」「印鑑登録証明書」に関するお問い合わせは、町民福祉課町民係【☎35-1224】

▷「所得証明書」「課税証明書」「納税証明書」に関するお問合せは、税務課【☎35-1220】

生活支援サポーター養成講座を開催します

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、日常生活のちょっとした困りごと(ごみ出し、草むしり等庭の手入れ、掃除、調理、買物など)の手助けや見守り活動等の担い手を養成することを目的とした講座です。

日時…入門Ⅰ：10月24日(火)、10月31日(火)、11月7日(火)、午前9時30分～11時30分

入門Ⅱ：11月14日(火)、11月21日(火)、午前9時30分～11時30分 ※入門Ⅰは必須

会場…上里町福祉町民センター2階研修室 定員…20名(先着順)

内容…草取り・低木の剪定の基礎知識(体験実習あり)、超高齢化社会の現状と介護保険制度、加齢に伴うココロとカラダの変化、高齢者を悪質商法から守るには、認知症の理解など。

一定条件を満たした方は、上里町生活支援サポーターとして認定します。

対象…活動意欲のある方、知識を深めたい方 参加費…無料

申込…10月11日(休)から受付。

右記申込フォーム、または電話でお申し込み下さい。

申込先・問合せ…上里町社会福祉協議会【☎33-4232】



◀申込フォーム



上里町健康・体力づくり推進協議会主催事業

『ニュースポーツ体験』参加者募集!



「ニュースポーツ」とは、20世紀後半に新しく考案されたスポーツのことで、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、だれでも気軽に始められます。

上里町健康・体力づくり推進協議会では、下記のとおり体験会を実施いたします。

「誰でも気軽に楽しめる」ニュースポーツを皆さまも体験してみませんか。

日時…11月25日(土)、午前9時30分～正午(受付：午前9時)

会場…上里町民体育館北側グラウンド(雨天時は上里町民体育館)

内容…モルック(雨天時はフロアカーリング、ポッチャ)

対象…上里町内在住の小学生以上の方(中学生以下の方は保護者の同伴が必要)

定員…30名(応募者多数の場合は抽選)

参加費…無料

申込…10月20日(金)までに生涯学習課窓口(上里町健体事務局)

または右記申込フォーム、下記URLでお申し込みください。

申込フォームURL：<https://logoform.jp/form/skqr/353968>



【モルックとは?】

フィンランド発祥のスポーツで、モルックという木製の棒を投げてスキットルという点数の書かれたピンを倒す競技です。

◀申込フォーム

問合せ…上里町健康・体力づくり推進協議会事務局(生涯学習課スポーツ振興係内)【☎35-1245】

『オクトーバー・ラン&ウォーク2023』参加者募集!

～毎日の通勤や散歩等の生活をスポーツに変えてみませんか～

町では、今年度も引き続き「オクトーバー・ラン&ウォーク2023」に参加することといたしました。

町民の皆さまには、お持ちのスマートフォンに専用アプリをダウンロードして、ランニングやウォーキングの距離を自動集計し、全国の参加者や市町村と競い合うことができます。

全国どこからでも、どなたでもスマートフォン1つで参加することができます。

皆さまとともに「スポーツの秋」を満喫、楽しみながら運動不足を解消、スポーツを通して「日本一走るまち・歩くまち・健康なまち」を目指してみませんか。



◀大会ホームページ

問合せ…生涯学習課スポーツ振興係【☎35-1245】

上里東小学校 PTA 資源回収のおしらせ

上里東小学校では、以下の方法で資源回収を実施します。

日時…11月3日(金・祝)～6日(月) ※雨天決行

場所…校庭東側 わんぱくの森 ※搬入の際は、交通事故等に十分注意してください。

回収品

新聞、雑誌、段ボール、アルミ缶

※スチール缶、空きビン、牛乳パック、古布等は回収できません。



回収方法

自家用車等で直接搬入し、置いてあるコンテナ(新聞紙用、雑誌用、段ボール用、アルミ缶用)の中に入れてください。

※PTA役員等による回収はありません。

問合せ…上里東小学校【☎33-1621】

ストップ!



滞納

～10月から12月までは、
「滞納整理強化期間」です～

町税は私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。多くの方が期限までに納付いただいておりますが、残念ながらごく一部の方は滞納となっています。

税負担の公平性や税収入を確保するため、県内の全市町村と埼玉県では、「県税・市町村税滞納整理強化期間」を設け、「ストップ!滞納」を合言葉に滞納整理を推進しています。

町でも、町税を滞納している方に、督促状や催告書を送付するなど自主的な納付をお願いしています。それでもなお納付されない方に対しては、期限内に納付されている方との公平性を確保するため差押処分を行っています。

納期内納付、早期納付にご理解とご協力をお願いいたします。

「滞納整理」とは…納税義務者が納期限までに町税を納付せず、督促状、催告書等による告知をしても納付がない場合に、差押えを中心とした滞納処分を行い、滞納を完結に導くことです。

「差押え」を行うと…給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産(貴金属類、腕時計、ハンドバッグ等)などの財産を個人で処分できなくなります。町では、差押えた財産は公売等により処分し、滞納の税金に充当します。

令和4年度差押件数

預貯金	所得税還付金	生命保険	給与・報酬	その他	合計
327件	18件	2件	9件	4件	360件

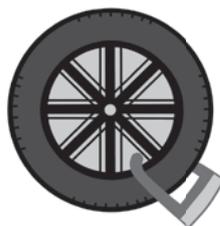
不動産の差押から公売



勤務先調査



自動車のタイヤロック



金融機関への調査



問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121~1126)】

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆10月の開庁日【休日】(午前8時30分～正午) 10月8日(日)
【夜間】(午後8時まで) 10月25日(水)

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1220(内線1121~1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

国民健康保険税第4期・町県民税第3期の納期限は**10月31日(火)**です。税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕